

行田市立小・中学校の教職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 4 月  
行田市教育委員会

## 目 次

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 1. 計画の趣旨・現状              | 2 |
| 2. 目標                    | 3 |
| 3. 計画の期間                 | 4 |
| 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容   | 4 |
| 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて | 9 |

## 1. 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

○「学校における働き方改革」は、教職員が心身ともに健康で、やりがいをもって職務に従事することで、学校教育の質の向上につながり、その結果、子供たちにとって魅力ある、より良い教育を実践する学校を実現するために必要なことである。教育委員会と学校が連携し、教職員の多忙化と負担を軽減し、教育の質の維持向上を推進することが、第3次行田市教育大綱に示す子供へと成長させることができると考える。

### (2) 本市の現状

○本市では、令和6年4月に、市内小・中学校の教職員の在校等時間の上限に関する方針として、「行田市の学校における働き方改革基本方針」

(以下「基本方針」という)を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。また、令和7年8月に、令和7年度から令和9年度の基本方針として改定している。

○こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

#### 【「令和7年3月期」及び「令和6年度」の時間外在校等時間の状況】

|     | 年360時間超 | 月45時間超 | 月80時間超 |
|-----|---------|--------|--------|
| 小学校 | 23.8%   | 9.5%   | 0%     |
| 中学校 | 55.4%   | 24.1%  | 0%     |

○ 時間外在校等時間で4 5時間を超える割合が小学校で 9.5%、中学校で 24.1%と多くなっている。事務的な業務量や対処困難な児童生徒への対応などの負担感が大きくなっており、業務の効率化や教職員組織で課題対応をする体制の構築を図ることによって、教職員の業務量を軽減し、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

○ こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

## 2. 目標

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 月時間外在校等時間が4 5時間以内の割合を100%にする。
- ・ 年時間外在校等時間が3 6 0時間以内の割合を100%にする。

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を1 3日以上にする。【1 2日】
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を1 2%まで減少させる。

【1 3. 5%】

- ・教職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

### 3. 計画の期間

令和8年度～令和9年度

### 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

- 本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

#### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

##### イ 学校以外が担うべき業務

- 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進。各校の学校応援団などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

- 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・放課後から夜間における見回りについては、警察や自治会等の地域住民が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。

- ・ 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

#### ○学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）

- ・ 給食費等の学校徴収金について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進め、令和8年度から関係機関と公会計化の実施に向けた検討を行う。

#### ○保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・ 令和9年度中に、首長部局とも連携して直接苦情等に対応する相談窓口を設置するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

### □ 教師以外が積極的に参画すべき業務

#### ○調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・ 校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ・ 学校事務体制の強化のため、令和8年度中に共同学校事務室の整備に向けた検討を行う。

○学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・ 小学校水泳学習について、教育委員会において令和8年度から全校の外部委託を行う。

○部活動（「3分類」⑬関係）

- ・ 令和7年度から段階的に休日の部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、令和8年度中に、部活動指導員の配置拡充等を進める。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

○授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・ 授業準備や授業展開を補助する授業支援ソフトの導入を継続する。
- ・ 校務支援システムの機能を活用することによって教職員間の連絡調整、資料や情報の共有、学籍等の管理や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

○支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係者が参加する校内会議を年3回以上設定し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・ 教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携

に関する研修を少なくとも年1回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。

- ・ 医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

## (2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086 単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・ デジタル技術の活用により、教職員の勤務状況の整理や学校日誌、週の指導計画表などの校務を効率化し、「GIGA スクール構想の下での校務DX チェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、令和6年度の

17. 9%から30%以上にする。

- ・勤務時間外の自動音声電話機能の全校設置を有効に活用する。

### (3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・月の時間外在校等時間が80時間を超えた教職員に医師による面接指導を実施する。
- ・各小・中学校において、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・令和9年度中に、学校における定時退勤日を月2回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に11日間の学校閉庁日の設定を行う。
- ・フレックスタイム制については令和8年度から運用し、在宅勤務の導入については、令和8年度中に検討を行う。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、市内各小・中学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、市のHP で公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、校務支援システムによる出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校への聞き取りや指導等を実施する。  
特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰り、休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、

学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。